

受講
無料

事例・裁判例から学ぶ

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関するトラブル対処法
～ライフステージが変化しても、ゆたかな働き方を実現するために～

男女雇用機会均等法（均等法）施行40年、育児・介護休業法（育介法）施行30年の節目を迎えました。
ライフステージが変化してもキャリアを重ねたい、育児・介護や自分の生活、どちらもしっかり担いながら働きたい、など、働く者の意識は変化してきています。

しかし、均等法や育介法の理念や法制度が十分浸透したとは言い難いです。

実際に労働者が、この法制度に基づいた対応をしても、関係者から快く受けられず、法的トラブルに巻き込まれることも多い傾向があります。

本セミナーでは、女性労働者に限らず、全労働者に向け、法制度をどのように活用したらよいか、事例・裁判例を素材に、わかりやすく解説します。

6.10(火) 14:00-16:00

男女雇用機会均等法関連制度

- 1 トラブル防止のために知っておきたい法令、裁判例（性差別、セクハラ、マタハラなど）
- 2 トラブル事例と対処法
- 3 法施行40年、他に先駆けて取り組みたい課題など

6.20(金) 14:00-16:00

育児・介護休業法関連制度

- 1 トラブル防止のために知っておきたい法令、裁判例（育児・介護に伴う不利益取扱い、ハラスメントなど）
- 2 トラブル事例と対処法
- 3 法施行30年、他で先駆けて取り組んでいる実践例など

会場 東京都南部労政会館 第5・6会議室
品川区大崎1-1 1-1 ゲートシティ大崎
ウエストタワー2階



定員 75名

労働者、その他テーマに関心のある方
対象

講師

弁護士

あくつ

坪 由美子 氏

申込方法

電話、インターネットからお申し込みください。

東京都労働相談情報センター大崎事務所

電話：03（3495）4872

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

東京都産業労働局HP

「TOKYOはたらくネット」

東京都 労働セミナー



手話通訳あり：無料、事前申込制

手話通訳をご希望の方は、6月10日開催分については5月23日（金）までに、6月20日開催分については、6月4日（水）までにお申し込みください。



託児サービスあり（無料、申込制、定員有）。（対象は生後6か月から6歳（未就学児）（託児利用日現在）まで
託児サービスを希望する方は、6月10日開催分については、5月30日（金）までに、6月20日開催分については、6月10日（火）までに電話またはインターネットからお申し込みください。

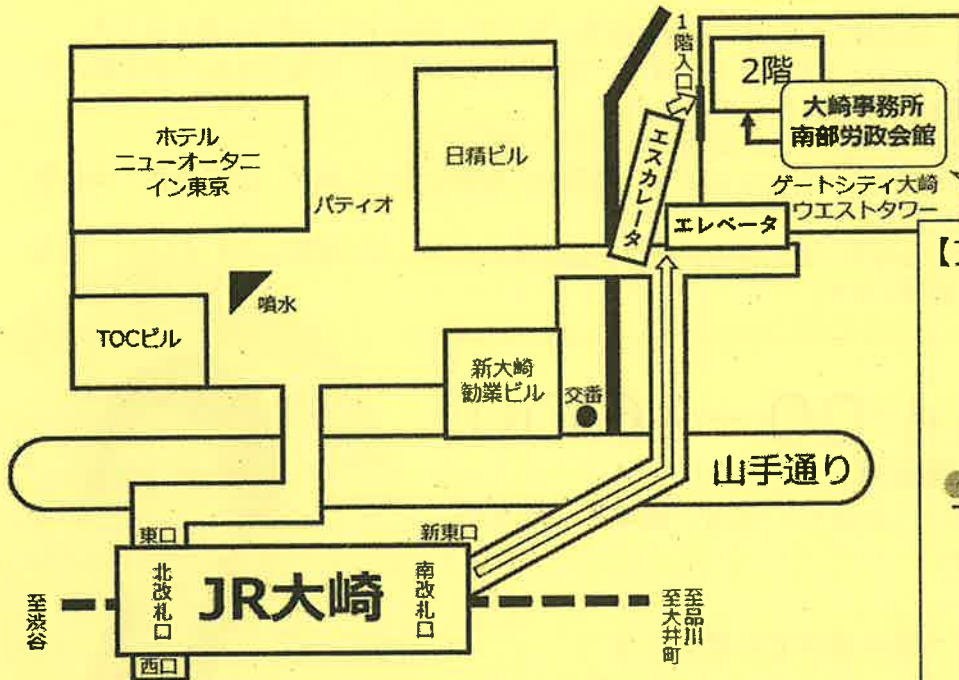
主催 東京都労働相談情報センター大崎事務所

共催 品川区・目黒区・大田区・世田谷区 後援 港区

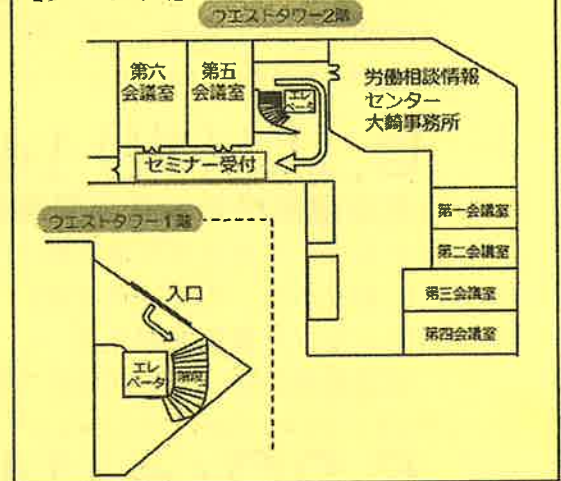
セミナー会場案内図

東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階
東京都南部労政会館 第5・6会議室

【アクセス図】



【フロア図】



JR「大崎駅」南改札口、新東口より徒歩3分。
連絡デッキのエスカレータ又はエレベータで1階に降り、右手1階入口よりお入りください。セミナー会場は2階です。

写真付き案内はこちらを参照ください。 ➡

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 受付は講義開始45分前より行います。



- お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。その他の目的で使用することはありません。
- 天災等による交通機関の運行等の影響により、セミナー開催を急遽中止又は延期することがあります。その場合は、ホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込先に記載のURLをご確認ください。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

詳細は、HPをご覧ください。<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>